

年金 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 5 点、(2) ~ (4) 各 6 点、(5) 7 点 (計 30 点)

(1) 厚生年金基金制度の見直しの経緯に関する以下の記述について、正しい場合には○を、正しくない場合には×と正しい内容を記載しなさい。

- ア 昭和 60 年改正において、昭和 61 年 4 月からの厚生年金本体の給付乗率が 10/1000 から 7.5/1000 に改正されたことに伴い、厚生年金基金の給付水準も 7.5/1000 相当額を超えるものでなければならないこととされた。このため、改正前には代行部分の給付に見合うものとして 10/1000 の給付乗率に見合う積立を行っていたが、改正後の新制度では 7.5/1000 の乗率に見合う積立を行うものとされた。
- イ 平成 6 年改正において、免除保険料率の設定方法の改善が行われた。改善前における厚生年金基金の免除保険料率は、一律に定められていたが、これを各厚生年金基金における代行給付の支給に必要な代行保険料率を基準として、各厚生年金基金が決定した率とすることとなった。
- ウ 平成 12 年改正において、老齢厚生年金の報酬比例部分の給付水準が 5% 適正化された。これに伴い、厚生年金基金においても、5% 適正化後の新乗率に基づく老齢厚生年金の給付を代行することとなったが、免除保険料率は、当分の間、5% 適正化前の給付水準を基礎として算定するものとなった。
- エ 平成 16 年改正において、純資産額が最低責任準備金の 1.5 倍を上回った場合には、代行給付費からこの上回った額を控除して代行保険料率を算定することとなった。
- オ 平成 21 年度の改正において、平成 22 年 4 月からの免除保険料率の算定に用いる予定利率は 4.1%、予定死亡率は厚生年金本体の平成 21 年財政検証の基礎率に準拠したものに変更されたが、厚生年金基金の財政への配慮から、次回厚生年金本体の財政検証まで、変更前の代行保険料率と新基準の代行保険料率とを丈比べして低い方を適用する経過措置が設けられた。

- (2) 厚生年金基金の特別掛金の設定のうち段階引上げ償却に関する記述について、次の①～⑥を適切な語句で埋めなさい。

(厚生年金基金財政運営基準 第四 財政計算)

四 掛金の算定方法

(1) ～ (6) (略)

(7) 過去勤務債務のその他の償却方法

ア～ウ (略)

エ 財政計算の基準日の翌々日から起算して①に②かつ③で段階的に引上げる特別掛金を設定する方法。

この場合、次の各号の要件を満たしていること。

(ア) ④及びその掛金を規約に定めていること。

(イ) 段階引上げに基づく⑤が⑥を上回っていること。

(ウ) (略)

(8) ～ (9) (略)

- (3) 「厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発三三二一号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」に定められている、積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法について、次の①～⑥を適切な語句で埋めなさい。

(厚生年金基金財政運営基準 第四 財政計算)

五 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保

(1) (略)

(2) 経過措置

① (略)

② 積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法

①までの財政検証において、前記一の(3)のオに該当した基金は、前記(1)の他、次のアからエに基づく積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消することも可能とする。この場合において、次のオからキに留意すること。

ア (略)

イ 積立水準の回復計画に用いる利率等

(ア) 純資産額

純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提は、基金の運用利回りの

②の平均、③における「厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生省告示第八十三号）」の規定に基づく予定利率又は法第二条の四第一項に規定する④における予定運用利回りのうち最も高い率を上回らないものとする。なお、直前の財政検証の基準日の

翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えないこと。

(イ) 最低積立基準額

a プラスアルファ部分

プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測において、前記第三の六の(2)のアの現価相当額の算定に用いる予定利率の前提は、直前の財政検証で用いた予定利率、財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証に用いる予定利率又は連合会における〔⑤〕の予定利率を勘案して別に定める率のうち最も高い率を上回らないものとする。

b 代行部分

最低責任準備金の将来予測に用いる〔⑥〕に係る積立金の運用利回りの前提は、法第二条の四第一項に規定する〔④〕における予定運用利回りとする。なお、〔⑥〕に係る積立金の運用利回りの実績が確定している期間については、当該実績を用いること。

(ウ) 加入員数

加入員数については、〔②〕を用いて適切に見込むこと。

ウ～キ (略)

- (4) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 63 号)」(以下、「改正法」という。)の記述について、次の〔①〕～〔⑥〕を適切な語句で埋めなさい。

(改正法附則)

第 19 条 厚生労働大臣は、事業年度の末日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に〔①〕を乗じて得た額を下回ることその他その事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件に適合する〔②〕であって、この項の規定による指定の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めたものを〔③〕として指定することができる。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、〔④〕の意見を聴かななければならない。

4 〔③〕は、第一項の規定による指定を受けた日以降の当該〔③〕の加入員であった期間に係る附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務を免れる。

5 (略)

6 (略)

7 〔③〕は、当該〔③〕の〔⑤〕を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚

生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

- 8 [⑤]には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該 [③] の解散に必要な行為が完了すると見込まれる日
 - 二 次条第一項の規定による認定の申請又は附則第二十一条第一項の承認の申請をする意思の有無
 - 三 当該 [③] の [⑥] の氏名又は名称及び住所
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 9～10 (略)

(5) 公的年金の段階保険料方式に関する記述について、次の [①]～[⑦] に適当な語句を下の選択肢(A)～(Q)の中から選び記号で答えなさい。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成16年年金制度改正では、[①]年後の積立金を支出の[②]年分とする財政方式が取られたことから、今後も[③]から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

また、平成16年年金制度改正では、平成29(2017)年度以後、[④]を一定としたところである。[⑤]については、平成21年の財政検証では、今後30年程度で調整を終了する見通しとなっているが、[⑤]調整を終了した後は、その後も少子高齢化が進展し、人口構成の変化が続くにもかかわらず、一定の[⑤]を保つことができる見通しとなっている。このようなことが可能となるのは、積立金を活用しているからであり、当初から全く積立金を保有しない完全な賦課方式であった場合には不可能なことである。

公的年金の財政方式においては、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということ論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。

厚生年金、国民年金は[③]としては、賦課方式に近い[③]を維持することで、積立方式における[⑥]を軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで、将来の[④]や[⑤]を平準化するとともに、賦課方式における[⑦]に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

(選択肢)

- | | | | |
|--------------|---------|-------------|------------|
| (A)積立金水準 | (B)国民負担 | (C)財政の将来見通し | (D)半 |
| (E)マクロ経済スライド | (F)5 | (G)100 | (H)公的年金 |
| (I)保険料水準 | (J)1 | (K)少子高齢化 | (L)給付水準 |
| (M)運用リスク | (N)50 | (O)運用悪化 | (P)後世代への負担 |
| (Q)10 | | | |

問題 2. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) ~ (3) 各 6 点、(4) 12 点 (計 30 点)

(1) 厚生年金基金の継続的な財政診断について、次の①、②の各問に答えなさい。

①診断の観点を列挙しなさい。

②継続的な財政診断の目的について簡記しなさい。

(2) 厚生年金基金の受給者及び受給待期脱退者（以下「受給者等」という。）の給付水準の引下げについて、次の①、②の各問に答えなさい。

①受給者等の給付水準の引下げを行うための要件は「厚生年金基金設立認可基準」に定められている。給付水準の引下げを行う場合であって、受給者等の給付水準引下げを行う場合に特に必要な要件について簡記しなさい。

②「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」に掲げられている受給者等の給付水準を引下げる場合における「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」の例について簡記しなさい。

(3) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」（以下、「改正法」という。）附則に規定する存続連合会に関する、次の①、②の各問に答えなさい。

①存続連合会が、厚生年金基金の拠出金等、または事業主等の拠出金等を原資として行うことができる事業について簡記しなさい。

② 改正法施行後の厚生年金基金の中途脱退者に係る老齢年金給付の支給に関する取扱い、および改正法施行後に解散する厚生年金基金の解散基金加入員に係る代行年金額の支給に関する取扱いについて、改正法による改正前と改正後との違いを説明しなさい。

(4) ある代行型の厚生年金基金について、予定利率の引下げを検討している。表 1 は、計算基準日（平成 25 年 3 月 31 日）時点での諸数値等である。これに関連し、次の①～③の各問に答えなさい。

- ・制度変更日は計算基準日の翌日とし、償却現価率は表 2 のとおりとすること。
- ・財政方式は開放基金方式とし、未償却過去勤務債務の償却方法は元利均等償却（将来に亘って総給与が一定の前提）とする。
- ・別途積立金、承継事業所償却積立金はないものとする。
- ・予定利率の引下げは、基本プラスアルファ部分のみ実施するものとする。

表 1 (金額単位：千円)

		変更前	変更後
予定利率※		5.5%	2.5%
給付現価※	将来加入員＋現在加入員(将来分)	20,000	46,500
	現在加入員(過去分)	30,000	60,000
	年金受給者＋年金受給待期脱退者	30,000	40,000
標準給与現価※		2,000,000	3,000,000
標準掛金率(規約上)※		10‰	(ア)
標準掛金率(数理上)※		10.00‰	(イ)
算定用標準掛金率※		10.00‰	(ウ)
数理上資産額		200,000	200,000
未償却過去勤務債務残高※		29,870	(エ)
最低責任準備金		180,000	180,000
最低責任準備金調整額		7,200	7,200
特別掛金率(規約上)※		5‰	(オ)
残余償却期間※		15年	

※基本プラスアルファ部分のものを表記

表 2

	5年	10年	15年	20年	25年	30年
5.5%	4.4	7.7	10.3	12.3	13.8	14.9
2.5%	4.7	8.9	12.5	15.8	18.7	21.2

- ①数理債務の算定に用いる標準掛金率の設定方法について説明しなさい。
- ②変更後の特別掛金率が最小となるように表 1 の (ア) ～ (オ) を算出しなさい。
- ③この基金は加入員数が減少傾向にある。その場合の留意点と対応策を説明しなさい。

【 第Ⅱ部 】

問題 3. A、B いずれかを選択し解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、3 枚以内とすること。
4 枚以上解答した場合、4 枚目以降については採点の対象外とする。]

(40 点)

A. 平成 24 年 8 月に成立した「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）」では、被用者年金一元化における積立金の移換は支出に対する積立金の比率を統一することにより行われるが、平成 25 年 6 月に成立した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」では、解散する厚生年金基金が国へ移換する積立金は支出に対する比率とは無関係な最低責任準備金を用いることになっている。積立金の移換における両者の違いの理由や公平性について論じなさい。

B. 厚生年金基金制度について、次の①～③の各問に答えなさい。

- ① 厚生年金基金制度の意義、役割について簡記しなさい。
- ② 厚生年金基金制度の問題点、およびその問題点を解消するための「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」による厚生年金基金制度の見直しについて簡記しなさい。
- ③ ①および②を踏まえて、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」による厚生年金基金制度の見直し、および今後の厚生年金基金制度のあり方について所見を述べなさい。

以上

年金 2 解答例

【第 I 部】

問題 1

(1)	設 問	正 誤	正 し い 内 容
	ア	×	「10/1000の給付乗率に見合う積立」→「8/1000の給付乗率に見合う積立」
	イ	×	「各厚生年金基金が決定」→「厚生(労働)大臣が決定」
	ウ	○	
	エ	×	「純資産額が最低責任準備金」→「最低責任準備金が過去期間代行給付現価」
	オ	×	「丈比べして低い方」→「丈比べして高い方」

(2)	①	5 か年以内	②	定期的
	③	引上げ幅が経年的に大きくならない方法	④	掛金引上げの時期
	⑤	特別掛金収入現価	⑥	未償却過去勤務債務残高

(3)	①	平成 2 8 年度	②	過去 5 事業年度の実績
	③	計画作成時	④	財政の現況及び見通し
	⑤	通算企業年金	⑥	年金特別会計の厚生年金勘定

(4)	①	政令で定める率	②	存続厚生年金基金
	③	清算型基金	④	社会保障審議会
	⑤	清算に関する計画	⑥	清算人

(5)	①	(G)	②	(J)
	③	(A)	④	(I)
	⑤	(L)	⑥	(M)
	⑦	(K)		

問題 2

(1)

①	加入員数の変化、設立事業所数の変化、標準給与の変化、選択一時金の選択状況、 過去勤務債務の償却及び積立水準の回復の状況、不納欠損の発生状況
---	--

②	人員給与の減少、上乘せ給付の急激な増加、掛金収入の徴収等、 日々の動きを定期的に捉え、基金の実情を的確にかつ早期に把握すること
---	--

(2)

①	真にやむを得ない場合で、受給者等の意向を十分に反映させる措置を講じる。 次の3つの条件をすべて満たす。 ア. 全受給者に十分な説明と意向確認を行う。 イ. 全受給者等の3分の2の同意。 ウ. 最低積立基準額に相当する額を一時金として受け取ることができること その他当該最低積立基準額が確保される措置を講じる。
---	---

②	(1) 給付水準の引下げがないものとして合理的に算定した額を一時金として支給 する選択肢を追加する方法。①給付現価相当額、②選択一時金の額 (2) 給付引き下げ分を一時金で支払いつつ、給付減額後の年金を支給する方法。
---	--

問題 2

(3)

①
解散基金加入員への支払保証事業、DB制度・DC制度への移行助成、
存続基金の積立金への付加、事業主等の積立金への付加

②
中途脱退者の支給義務移転が改正前後できなくなった。
改定前は解散基金の代行年金支給⇒連合会、特例解散基金の代行年金支給⇒国、
改定後はすべて国となった。

問題 2

(4)

①	<p>規約上の標準掛金と当該規約上の標準掛金の基礎とした数理上の標準掛金のいずれか小さいものとする。ただし、数理上の標準掛金を千分率で切り上げて規約上の標準掛金としている場合（基本プラスアルファ部分について、万分率で切り上げて規約上の標準掛金としている場合を含む）には、規約上掛金を当該算定に用いることも可能。</p>
---	---

②			
(ア)	16‰	(イ)	15.50‰
(ウ)	16.00‰	(エ)	85,700
(オ)	8‰		

③	<p>加入員数が減少傾向の場合、給与総額が徐々に減少することとなるため、決算時に不足金の発生する要因となることに留意が必要。</p> <p>対応策としては、予定償却期間に対応する標準給与現価を基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準を織り込んで算定し特別掛金を算定する方法、また、各事業年度の特別掛金の総額をあらかじめ規約に定めよう、その賦課方法を各事業年度ごとに代議員会で別途定める方法、いわゆる定額償却を用いる方法が考えられる。</p> <p>※これ以外の観点でも妥当な留意点と対応策を解答している場合には加点していることあり。</p>
---	--

【第Ⅱ部】

問題 3 - A

～解答のポイント～

- ・ 被用者年金制度は有限均衡方式を採用しており給付債務と積立金の関係を意識しないため、積立比率を統一していくことで財政の一元化を図ろうとするもの。
- ・ 厚生年金基金は厚生年金本体から免除保険料として保険料の一部を受け取りながら代行給付を行っていることから厚生年金本体との財政の中立性確保のためいわゆる転がし方式に基づく最低責任準備金を用いて積立金の移換を行う。
- ・ 財政方式や財源のあり方などに依存して積立金移換は行われるものであり唯一の方法だけが公平となるものではない。

～解答例～

被用者年金制度の厚生年金への統合は過去に何回も行われている。その主なものとして船員保険、旧三公社の共済組合、農林漁業団体職員共済組合があげられる。これらの制度の厚生年金への統合はいずれも厚生年金の財政方式が段階保険料方式を採用している間に行われている。厚生年金の段階保険料方式とは、毎年の収支残が赤字にならないようにし、保険料率の引き上げ幅は後代になるほど大きくなならないよう段階的に保険料率を引き上げて設定するものであった。積立金はその結果として残るものとされていた。

船員保険の統合では、船員保険と厚生年金の坑内員（第三種被保険者）との給付設計が同一であり、双方に加入期間がある者は最後に加入していた制度から双方の期間を通算して給付が行われるという仕組みがあったこともあり、給付債務における積立金の比率に着目した積立金の移換が行われている。

旧三公社の共済組合の統合では、これらの共済組合が厚生年金と全く独立した制度として運営されていたことや、統合の背景に産業構造・就業構造の変化に伴う現役組合員数の減少があり被用者年金制度全体で助け合う仕組みとすることが求められたことなどから、報酬比例部分の再評価・物価スライド前に係る分の給付現価を用いて積立金の移換が行われている。そしてこれ以外の給付部分は事前積立ではなく後代負担によるものと整理され被用者年金制度全体で支える負担することとなっている。

農林漁業団体職員共済組合の統合は給付現価を求める利回りに多少の違いがあるものの旧三公社共済組合の統合に準じた方法で求められた積立金額が移管されている。ただし、農林漁業団体職員共済組合の統合に際しては、旧三公社のうちの日本電信電話共済組合と同様に組合員数の大幅な減少といった状況になかったことから日本電信電話共済組合と同様に被用者制度全体で支える制度は取られなかった。

この後、厚生年金では将来の保険料率を予め法定化し給付水準をマクロ経済スライドにより調整するという仕組みのもとで、約100年度の積立金を支出の1年分とするという有限均衡方式を採用することとなった。財政検証から向こう約100年間で途中の収支残の赤字を認め積立金の元本を給付に充てるといった財政方式となったのである。

この場合における被用者年金制度一元化の際の積立金の移換は何がふさわしいといえるだろうか。約100年後の積立金が支出の1年分というルールで財政検証を行うこと、一元化後は各制度の積立比率をそろえるべく資金の拠出や交付が行われる制度となることを考えれば、一元化時における積立金の移換（1・2階部分と3階部分との仕分け）については支出に対する積立金の比率に着目するのが自然であろう。これにより制度開始時とその後の資金のやり取りとの整合性が保たれることになり、世代を超えた公平性を確保することが可能となる。このため、被用者年金制度一元化における積立金の移換（1・2階部分と3階部分の仕分け）は積立比率を用いることとなっている。具体的には、厚生年金の積立比率に各被用者制度の1・2階部分の支出を乗じて得た額が各被用者年金制度の1・2階部分の積立金となる。

一方、厚生年金基金の解散時における積立金の移換はどうか。代行給付に見合う分として厚生年金金本体から免除保険料という形で厚生年金基金に資金が流れる仕組みは厚生年金基金制度発足時から変化は見られない。しかしながら、解散時に移換する積立金である最低責任準備金については大きな改革が行われた。かつての最低責任準備金は代行部分を積立方式により運営したときに必要な保険料を免除保険料として厚生年金基金に渡す一方で、厚生年金基金の解散時の積立金の移換はその厚生年金基金の代行部分に係る給付現価により行うこととされていた。これは厚生年金基金の代行

給付が事前積立方式により行われていることが前提となっている。

厚生年金基金制度が発足してから30年を経過する頃には日本経済の低迷から誰もが達成できると考えていた予定利率5.5%が実現できないことが現実のものとなり、代行部分を事前積立方式で運営していくためには追加財源が必要となる状況になった。これに加え、厚生年金本体の保険料率が財政再計算が行われたにもかかわらず凍結されるに至り、代行部分を事前積立方式による運営を継続していくことがきわめて困難になった。

このため、厚生年金本体と厚生年金基金との間の財政の中立性について改めて考慮した結果、保険料の凍結後については暫定的に給付現価によらず代行部分に係る本体と厚生年金基金との収入支出の差額に着目したいわゆる転がし方式に基づいた積立金の移換を行うこととされ、厚生年金本体が有限均衡方式を採用した際に、この方式が恒久化されるよう所要の制度改正が行われた。この方式は給付現価に依らず免除保険料と代行給付の差額に厚生年金本体の利回りで付利したものとなっており、まさに厚生年金基金がなければ厚生年金本体に残るであろう積立金の額を移管することになっている。これにより厚生年金本体と厚生年金基金との財政の中立性が図られることになり、厚生年金基金加入者と非加入者の間の不公平が生じないようにしている。また、資産運用の損は別として、代行給付を行っていく上で厚生年金基金に厚生年金本体以上の負担が生じないような仕組みとなった。

以上のように、被用者年金制度一元化における積立金の移換は、それまで各制度が独立して財政運営を行ってきたことや財政方式が有限均衡方式であることに加え一元化後に積立比率をそろえるべく拠出・交付の仕組みが開始されることなどから一元化制度の開始時点での給付額と積立金との比率である積立比率により積立金の移換（1・2階部分と3階部分との仕分け）を行うものであり、厚生年金基金の解散時の積立金の移換は、厚生年金本体と厚生年金基金の財政の中立性の観点から厚生年金基金が受け取った免除保険料と支払った代行給付との差額に厚生年金本体の利回りで付利した最低責任準備金により行われることとなっている。

これらにより被用者年金制度一元化においては一元化時点及び将来の加入者についての公平性が図られ、厚生年金基金の解散においては厚生年金基金加入者と非加入者との間の公平性が図られることになる。かように、両者の積立金の移換においては制度や仕組みの違いのほかに誰と誰との公平性を図るかということから移管する積立金の額の算定方法に違いが生じているものであり妥当であると考えられる。

問題3 - B

～解答のポイント～

① 厚生年金基金制度の意義、役割

- ・老後の所得保障としての実質を備えた企業年金の普及
受給権保護の仕組み、一時金ではなく終身年金が基本
- ・代行部分と上乗せ部分の積立金をあわせた効率的な運用
スケールメリット、公的部門（代行部分）の民間部門による運営
- ・中小企業への年金制度の普及
総合設立による年金制度の普及拡大、企業年金連合会での中途脱退者の年金通算機能
- ・厚生年金の給付増に伴う企業の保険料負担増を基金設立により調整（厚生年金基金制度導入当初の目的の1つ）

②平成25年法改正による厚生年金基金制度の見直しについて

- ・長期的な運用環境低迷による財政悪化
 - ✓恒常的な代行割れ基金の存在、代行部分（公的年金）の毀損の恐れ
 - ✓基金制度設立時からの環境変化への対応、基金の自助努力の限界
 - ✓解散・代行返上の法令上の制約が厳しく、身動きがとれない状況

⇒改正法による見直し

- ✓施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- ✓施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ✓施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- ✓上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。代行返上時の最低責任準備金の前納、解散要件の緩和、DB移行時の特別掛金の償却期間延長、DC移行時の積立基準の緩和など。
- ・厚生年金本体とのさらなる財政中立化

⇒改正法による見直し

- ✓最低責任準備金の精緻化。代行給付相当額の見直し、期ずれの解消

③法改正の内容および今後の厚生年金基金の在り方に関する所見

イ. 公的年金制度改正の流れ

- a. マクロ経済スライドによる年金水準の調整
- b. 厚生年金の支給開始年齢が、2025（平成37）年までかけて現在引上げ途上

ロ. 公的年金、企業年金、個人年金の位置付け

- a. 共助によるセーフティーネット機能（防貧機能）としての公的年金
- b. 自助努力による私的年金の普及・充実が、今後一層強く求められる

ハ. 厚生年金基金制度の必要性の再検証

- a. 中小企業における年金制度のあり方
- b. 公的年金積立金の一括運用vs民間の競争原理の中での効率運用

ニ. ②の問題点への対処方法

- a. 予定利率の引下げ、給付水準の引下げ等による財政の健全化
- b. 「代行割れ」を発生させないための仕組み
- c. 厚生年金本体とのさらなる中立化のための方策

ホ. ②の改正法に対する考察

- a. 厚生年金基金の新設を認めないことについての考察
- b. 解散命令や積立基準の強化などの「代行割れ」を発生させない仕組みについての考察
- c. 解散に際しての受給権の取扱いについての考察

ヘ. (厚生年金基金制度に肯定的な場合)

- a. 厚生年金基金制度に否定的な意見の問題点
 - ✓ 厚生年金基金制度の役割を放棄することの意味・問題点に関する考察
 - ✓ 厚生年金基金制度の廃止の問題点に関する考察
- b. 厚生年金基金制度の新たなあり方
 - ✓ 現在の厚生年金基金制度の問題点への対応をどのようにすべきと考えるか、例えば、「代行割れ」を発生させない仕組みの導入、また厚生年金本体との一層の中立性を図る方策による効果などを考察し、結論として新たな厚生年金基金制度の仕組み・役割を導く。

- ト. (厚生年金基金制度に否定的な場合；例えば厚生年金基金制度を廃止すべきとする時)
- a. イ～ホを踏まえた上で、厚生年金基金制度に否定的な理由
 - b. 厚生年金基金制度を廃止する場合に考えられる問題点整理
 - ✓ 廃止後の基金のあり方
 - ✓ 廃止前の加入員等にかかる受給権（既得権、期待権）の取扱い
 - ✓ 現在の基金に対する優遇措置の取扱い
 - c. 厚生年金基金制度の廃止の具体的方法
 - ✓ 問題点の解決方法に関する考察を行う、その結論として厚生年金基金制度の廃止の具体的方法を導く。

～解答例～

①厚生年金基金の意義、役割

厚生年金基金制度（以下「基金制度」という。）の目的は、政府の行う厚生年金保険の報酬比例の部分（以下「厚生年金本体」という。）を代行する（以下「代行制度」という。）と同時に、厚生年金本体を上回る給付水準を実現し、加入員の老後の所得保障を一翼を担うことにある。

基金制度は、受給権保護のための様々な仕組みを備えており、その給付については、一時金ではなく年金支給が基本、また終身年金が基本であるなど、退職金制度が中心であった我が国において、老後の所得保障としての実質を備えた企業年金制度である。代行制度が公的な性格をもつことから特別法人税の一定水準までの非課税措置など、確定給付企業年金制度よりも優遇された税制上の措置が講じられている。

また、代行制度により、代行部分と上乘せ部分の積立金をあわせてスケールメリットを生かした効率的な資産運用が可能である。実際にも、右肩上がりの経済成長の下で資産運用による大幅な利差益が得られた時代には、「代行メリット」を生かした順調な発展が見られた。なお、基金制度による代行部分の運営は、公的部門（代行部分）の民間部門による運営という側面もある。

このような代行メリットもあり、基金制度は企業年金制度の普及に大きな役割を果たしてきた。特に、中小企業が母体となって設立する総合型基金の普及拡大は、中小企業への年金制度の普及に

大きく貢献している。現在では基金の多くが総合型基金である。また、総合型基金を転々とする者が多くの基金から小額の年金を受給する非効率性を排除するため、企業年金連合会での中途脱退者の年金通算機能が備わっており、年金としての実質を確保している。

なお、基金制度は、昭和40年に厚生年金の給付改善とこれに伴う保険料引上げを行った際に誕生した制度であるが、これに伴う企業の負担増を厚生年金と企業年金との調整を行う基金制度により行う目的もあった。

②厚生年金基金制度の問題点と改正法による見直し

いわゆる「平成バブル」崩壊後の経済金融環境の悪化に伴い、運用実績が予定利率を下回る利差損が発生するようになった。総合型基金の母体企業の中には厳しい経営状況に置かれているところもあり、積立不足に伴う追加の事業主拠出が企業経営にも大きな影響を与えるようになってきている。また、厚生年金本体を上回る基金独自の給付である上乘せ部分について、予定利率が5.5%と高い水準であり積立不足が発生しやすい財政運営を続けている基金も多数存在しており、基金制度の持続可能性が低下しつつある。また、保有資産が最低責任準備金に満たない、いわゆる「代行割れ」となっている基金が、多く発生しており、基金制度の問題点としてクローズアップされるようになった。

基金制度をめぐるこうした状況を踏まえ、今般、厚生年金基金制度の見直しが行われた。以下、見直しの内容について簡記する。

- 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
 - ・「自主解散型基金」「清算型基金」の導入
 - ・納付額の特例
 - ・分割納付の特例
- 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、

厚生労働大臣が第三者委員会の意見をきいて、解散命令を発動できる。

○上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

○最低責任準備金の前納

○解散要件の緩和

○厚生年金本体とのさらなる財政中立化を図る。

- ・最低責任準備金計算時の代行給付相当額の算定方法の見直し
- ・いわゆる「期ずれ」の補正

③厚生年金基金制度の見直し、今後の厚生年金基金制度のあり方について

公的年金制度改革全体の流れからみれば、今後のマクロ経済スライドの発動による年金給付水準の調整、また厚生年金の支給開始年齢の段階引上げ等により、全体として公的年金の守備範囲は縮小していかざるを得ない方向にある。

こうした中で、国民の老後の所得保障をどのように位置づけていくかという観点から、公的年金、私的年金の役割について考えていく必要があり、被用者全体、さらには自営業者等も含めた自助努力による私的年金の普及・充実は、今後一層強く求められることになる。

この点からも、基金制度は①で述べた存在意義、役割を果たしており、今日においても、その必要性が失われたものではないと考える。特に、中小企業における企業年金制度の維持・普及の点で、基金制度が果たしている役割は大きい。また、基金制度による代行部分の運営は、公的部門（代行部分）の民間部門による運営という視点から、公的年金積立金の一括運用と民間の競争原理の中での効率運用と対比においてもその必要性が認められる。

しかし、②で述べた、基金の財政の悪化、特に「代行割れ」を放置しつづけておくことはできない。これについては、予定利率の引下げ、または給付水準の引下げ等による基金財政の健全化が必要である。また、「代行割れ」を二度と発生させないための仕組みが欠かせない。

今回の基金制度見直しの法律では、「代行割れ」を二度と発生させないための仕組みとして、解散命令の発動や積立基準の強化などが盛り込まれている。また、特例解散制度を見直し、5年間の時限を設けて「代行割れ」問題の早期解決を目指している。「代行割れ」問題は、厚生年金本体の財政への潜在的な影響という観点からも早期解決が求められている。しかし、今後の厚生年金基金の新設を認めないことは、中小企業への企業年金制度の普及の妨げになるおそれがある。また、積立不足があるにも関わらず早期解散を促すことで、当該基金の加入員等に対して受給権を確保できないおそれがある。

<以下、厚生年金基金制度に肯定的な場合の例>

以上を踏まえ、私は、今後も基金制度は存続すべきと考える。先に述べたとおり、基金制度は、今日においてもその役割を終えていない。基金制度の廃止は、その存在意義、役割を放棄するものであり、特に中小企業における企業年金制度の消失を意味する。一般に、総合型基金の上乗せ部分の給付水準は低く、代行部分がなくなれば、スケールメリットが働きにくくなり、確定給付企業年金や確定拠出年金に移行したとしても効率的な資産運用は難しいからである。それは老後における、大企業と中小企業の所得格差が拡大することにつながる。中小企業の年金制度を維持するとの観点から、基金制度は維持すべきである。

ただし、個別の基金の事情によっては基金制度の継続が困難な場合も想定される。その場合にはセーフティネットとして、基金制度以外の年金制度へのスムーズな移行が可能となるよう、給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正など様々な方策を講じることが望ましい。中退共との比較からも総合型厚生年金基金が優遇されてもよいのではないか。今回の基金制度見直しの法律においてもその点の対応がなされているが、実際に基金制度からの移行が順調に進むかについては今後、検証が必要であろう。

基金制度を存続することとした場合に、現時点で最も大きな課題は「代行割れ」であろう。今回の基金制度見直しの法律による「代行割れ」を発生させない仕組みの導入は一定の効果があり評価

できる。しかしながら、あまりにも厳しい財政運営基準が設定されることによって、本来は継続を希望し、かつ、継続することが十分可能な基金であっても継続する意思を失い解散に向かう可能性も否定できない。それを防ぐために少なくとも、急激な負担の増加を招かないような経過措置を設ける必要がある。現在法律で定められている5年間の時限措置は期間として十分ではないものと思料する。例えば、5年間の時限措置後、積立金の額が代行部分を下回った場合に、即時穴埋めをもとめるのではなく、従来の回復計画のような方法で積立を行う方が現実的かつ合理的である。計画の期間については、早期回復を目指す意味で、7年よりも短縮し5年程度としてはどうか。

なお、代行部分のみならず、上乘せ部分についても積立不足を発生させないことが重要である。そのためには、積立不足が発生しにくい給付設計の導入や、掛金の水準を弾力的に決定できる財政運営が、積立不足の発生の抑制に役立ち、基金制度の持続可能性を高めると考えられる。資産運用も含めて、リスクを最小限に抑えた運営ができる仕組みづくりが必要である。キャッシュバランスの制度設計の弾力化は有効な手段であり評価できるが、指標を運用実績とする場合には注意が必要である。運用実績が給付に結びつくこととなるため、加入員や受給権者に対する資産運用の高い透明性が求められる。元本保証ではあるものの訴訟のリスクもある程度考慮することが必要であろう。

また、基金と厚生年金本体との財政の中立化については、両者に財政上の損得が発生しないようにこれまでも法改正が行われてきており、今回の基金制度の見直しでも、最低責任準備金の計算方法の精緻化（代行給付相当額の計算方法の見直しや、いわゆる「期ずれ」の解消）が打ち出されており、評価できると考える。厚生年金本体との財政の中立化がすすめばすすむほど、基金制度の代行部分の資金については、厚生年金本体から基金への「貸付金」的な性格が一層強まる。運用環境は益々不確実になっており、基金制度の維持のため、健全な財政運営を基金自身が行うことはもちろん、国の関与や第三者によるチェック機能の強化により積立不足問題の再発防止がその前提になることは言うまでもないであろう。その上で、アクチュアリーは重要な役割を担うことができる存在として、力を発揮することが求められている。